

陸上幕僚監部達第12-1号

陸上幕僚監部の内部組織に関する訓令（昭和53年陸上自衛隊訓令第2号）第113条の規定に基づき陸上幕僚監部の内部組織に関する達（昭和33年陸上幕僚監部達第12-1号）の全部を改正する。

昭和53年1月14日

陸上幕僚長 陸将 高品 武彦

陸上幕僚監部の内部組織に関する達

改正 昭和54年4月4日陸幕達第12-1-1号	昭和55年1月25日陸幕達第12-1-2号
昭和56年4月3日陸幕達第122-22号	昭和57年12月14日陸幕達第122-24号
昭和57年12月24日陸幕達第12-1-3号	昭和58年4月5日陸幕達第122-25号
昭和59年3月8日陸幕達第12-1-4号	昭和61年4月5日陸幕達第12-1-5号
平成元年5月29日陸幕達第122-29号	平成2年6月8日陸幕達第122-30号
平成6年3月25日陸幕達第12-1-6号	平成6年6月23日陸幕達第12-1-7号
平成9年1月17日陸幕達第122-31号	平成10年3月25日陸幕達第122-33号
平成12年4月24日陸幕達第122-35号	平成13年3月30日陸幕達第122-40号
平成14年3月26日陸幕達第122-42号	平成15年3月26日陸幕達第122-43号
平成16年3月29日陸幕達第122-44号	平成18年3月27日陸幕達第122-50号
平成18年7月26日陸幕達第122-51号	平成19年1月9日陸幕達第122-52号
平成19年3月27日陸幕達第122-53号	平成19年8月31日陸幕達第122-55号
平成20年3月31日陸幕達第122-57号	平成21年3月26日陸幕達第122-59号
平成22年3月31日陸幕達第122-62号	平成23年4月22日陸幕達第122-63号
平成24年3月30日陸幕達第122-65号	平成26年3月19日陸幕達第122-66号
平成27年10月1日陸幕達第122-71号	平成28年3月25日陸幕達第122-74号
平成29年3月26日陸幕達第122-77号	平成30年3月27日陸幕達第122-78号
令和元年5月7日陸幕達第12-1-8号	令和3年3月22日陸幕達第12-1-9号
令和4年3月22日陸幕達第12-1-10号	令和5年2月28日陸幕達第12-1-11号
令和6年3月21日陸幕達第12-1-12号	令和6年5月17日陸幕達第122-83号

（部長等）

第1条 部長、監察官、法務官及び警務管理官（以下「部長等」という。）は、隊務に関する基本的事項の決定について陸上幕僚長を補佐する。

（課長等の助言）

第2条 警務管理官及び課長並びに需品室長、輸送室長、化学室長、衛生部企画室長及び副法務官は、関係職種又は職域の部隊及び機関における人事、編成、装備、配置、教育訓練及び運用に関し、主務課長に対し所要の助言を行うことができる。

（係及び係長）

第3条 監察官又は室、センター及び班に、必要に応じて係を置くことができる。

2 係に係長を置くものとする。

3 係長は、監察官又は室長、センター長及び班長の命を受け、係の事務をつかさどる。

(副官等の服務監督)

第4条 総務課庶務室長は、副官の服務を監督するものとする。

(室、センター及び班の事務分掌)

第5条 室、センター及び班の所掌事務について特に明示する必要がある細部事務は別表による。

(部等の事務分掌規定)

第6条 部長等は、陸上幕僚監部の内部組織に関する訓令及びこの達に基づき、内部組織とその所掌事務の細部に関し、事務分掌規定を定めるものとする。

附 則

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則 (昭和54年4月4日陸上幕僚監部達第12-1-1号)

この達は、昭和54年4月4日から施行する。

附 則 (昭和55年1月25日陸上幕僚監部達第12-1-2号)

この達は、昭和55年2月1日から施行する。

附 則 (昭和56年4月3日陸上幕僚監部達第122-22号)

この達は、昭和56年4月3日から施行する。

附 則 (昭和57年12月14日陸上幕僚監部達第122-24号)

この達は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則 (昭和57年12月24日陸上幕僚監部達第12-1-3号)

この達は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則 (昭和58年4月5日陸上幕僚監部達第122-25号)

この達は、昭和58年4月5日から施行する。

附 則 (昭和59年3月8日陸上幕僚監部達第12-1-4号)

この達は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年4月5日陸上幕僚監部達第12-1-5号)

この達は、昭和61年4月5日から施行する。

附 則 (平成元年5月29日陸上幕僚監部達第122-29号)

この達は、平成元年5月29日から施行する。

附 則 (平成2年6月8日陸上幕僚監部達第122-30号)

この達は、平成2年6月8日から施行する。

附 則 (平成6年3月25日陸上幕僚監部達第12-1-6号)

この達は、平成6年3月28日から施行する。

附 則 (平成6年6月23日陸上幕僚監部達第12-1-7号)

この達は、平成6年6月24日から施行する。

附 則 (平成9年1月17日陸上幕僚監部達第122-31号)

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則 (平成10年3月25日陸上幕僚監部達第122-33号)

この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則 (平成12年4月24日陸上幕僚監部達第122-35号)

この達は、平成12年5月5日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日陸上幕僚監部達第122-40号)

この達は、平成13年5月5日から施行する。

附 則（平成14年3月26日陸上幕僚監部達第122－42号）

この達は、平成14年3月27日から施行する。

附 則（平成15年3月26日陸上幕僚監部達第122－43号）

この達は、平成15年3月27日から施行する。

附 則（平成16年3月29日陸上幕僚監部達第122－44号）

この達は、平成16年3月29日から施行する。

附 則（平成18年3月27日陸上幕僚監部達第122－50号）

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月26日陸上幕僚監部達第122－51号）

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月9日陸上幕僚監部達第122－52号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月27日陸上幕僚監部達第122－53号）

この達は、平成19年3月28日から施行する。

附 則（平成19年8月31日陸上幕僚監部達第122－55号）

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日陸上幕僚監部達第122－57号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日陸上幕僚監部達第122－59号）

この達は、平成21年3月26日から施行する。

附 則（平成22年3月31日陸上幕僚監部達第122－62号）

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月22日陸上幕僚監部達第122－63号）

この達は、平成22年4月22日から施行する。

附 則（平成24年3月30日陸上幕僚監部達第122－65号）

この達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日陸上幕僚監部達第122－66号）

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成27年10月1日陸上幕僚監部達第122－71号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日陸上幕僚監部達第122－74号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日陸上幕僚監部達第122－77号）

この達は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成30年3月27日陸上幕僚監部達第122－78号）

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（令和元年5月7日陸上幕僚監部達第12－1－8号）

この達は、令和元年5月7日から施行する。

附 則（令和3年3月22日陸上幕僚監部達第12－1－9号）

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日陸上幕僚監部達第12－1－10号）

この達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日陸上幕僚監部達第12－1－11号）

この達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日陸上幕僚監部達第12－1－12号）

この達は、令和6年3月21日から施行する。

附 則（令和6年5月17日陸上幕僚監部達第122－83号）

この達は、令和6年5月17日から施行する。

別 表（第5条関係）

細部事務及び担任

部	課	室、班等	細 部 事 務
監理部	総務課	企画班	1 自衛隊記念日行事に関すること。 2 庶務担当課長会議に関すること。 3 印刷に関すること。 4 国会の質問等に係る大臣官房文書課との連絡に関すること。 5 陸上自衛隊公益通報窓口業務に関すること。
		渉外班	1 防衛省の高官、国会議員等の部隊視察又は訪問に関すること。 2 請願・陳情等に関すること。 3 入門証の発行に関すること。 4 陸修偕行社、三木会及び尚友会との連絡に関すること。
		監理班	1 業務管理の研究に関すること。 2 防衛監察本部の防衛監察に係る事務の連絡調整に関すること。
		行政文書管理室	文書監査に関すること。
		庶務室	陸上幕僚長又は陸上幕僚副長関係の会議及び行事に関すること。
		広報室	1 全国防衛協会連合会、安全保障懇話会、防衛懇話会、日本郷友連盟等との連絡に関すること。 2 運動競技会に対する協力に関すること。 3 音楽まつりに関すること。
	会計課	経理班	外国への旅行命令の発令に関すること。
		会計監査班	1 会計検査院の会計検査に係る事務の連絡調整に関すること。 2 金銭及び物品の亡失損傷等に係る事務処理の統括に関すること。
人事教育部	人事教育計画課	制度班	1 人に関する研究に関すること。 2 自衛隊奨学生に関すること。
		予備自衛官室	1 予備自衛官及び即応予備自衛官の招集手続に関すること（運用支援課の所掌に属するものを除く。）。 2 予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の任免、部隊の指定その他人事に関すること。 3 退官者との連携に関すること。 4 隊友会との連携に関すること。
		服務室	1 部隊葬等に関すること。 2 栄典に関すること。 3 私用の海外渡航の承認に関すること。 4 国の行事招待者の推薦に関すること。 5 修親会連合との連絡に関すること。

		教育室	計画班	特技職明細書の特技認定要件の作成に関すること。
	補任課	人事第1班		1 人事記録に関すること。 2 身分証明書及び認識番号に関すること。 3 特技認定及び職種認定の事務処理手続に関すること。 4 職員の部外委託教育に関すること。
		人事第2班		曹友連合会との連絡に関すること。
	募集・援護課	総括班		1 募集実施計画に関すること。 2 職業訓練の計画に関すること。 3 援護広報の計画に関すること。 4 家族会との連絡に関すること。 5 自衛隊地方協力本部の表彰の事務処理手続に関すること。
		援護班		1 幹部自衛官の援護担任区分に関すること。 2 広域求人情報の管理及び使用統制に関すること。
	厚生課	厚生班		主要な厚生用品の備付基準の作成に関すること。
		家族支援班		わかばと会との連絡に関すること。
運用支援・訓練部	運用支援課	運用支援班		1 陸上自衛隊防衛、警備等関連措置計画等の作成に関すること。 2 予備自衛官及び即応予備自衛官の招集に関すること（人事教育計画課の所掌に属するものを除く。）。 3 災害派遣、地震防災派遣、原子力災害派遣及び国際平和協力活動等に係る行動の関連措置計画の作成に関すること。 4 航空機の搭乗に関すること。 5 国際平和協力活動等への要員の派遣等に関すること。
	訓練課	総括班		1 教育訓練用弾薬の算定に関すること。 2 戦史（教育訓練に資するもの。）の編さんに関すること。 3 射表の印刷・配布及び輸入火砲の射表の翻訳業務手続に関すること。 4 演習場、射撃場及びその他の教育訓練施設の使用統制に関すること。
		器材・演習場班		1 演習場、射場その他の教育訓練施設に関する取得及び建設の計画作成の協力に関すること。 2 米海兵隊の本土移転射撃訓練の協力に関すること。
		訓練・演習班		1 年次射撃に関すること。 2 年次射撃の射撃支援、飛行支援等に関する役務の調達及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。 3 部内特別技能教育の実施に関すること。 4 各職種共通の各個訓練に関すること。

防衛部	防衛課	防衛班		1 陸上防衛戦略及び陸上自衛隊中期防衛見積りの作成に関する こと。 2 防衛用弾薬類の所要量算定に必要な基本的事項（B／Lの設 定を含む。）に関すること。
		編成班		1 特技職に関すること（人事教育計画課及び補任課の所掌に属 するものを除く。）。 2 新改編事業の装備品及び航空機の所要見積りに関すること。
		研究 室	計 画 班	1 陸上自衛隊研究開発指針に関すること。 2 教訓業務に関すること。 3 陸上自衛隊における研究開発の管理に関すること。
			研 究 班	1 陸上自衛隊長期防衛見積りに関すること。 2 将来における陸上装備の装備体系の作成に関すること。
		防 衛 協 力 セ ン タ ー	日 米 協 力 班	アメリカ合衆国軍人との防衛協力及び交流に係る連絡調整に関 すること。
	施設課	建設班		防衛施設周辺整備の協議に関すること。
		営繕班		消防に関すること。
装備計画 部	装備計画 課	企画班		陸上自衛隊以外の部隊等に対する管理支援に関すること。
		補給管理班		物品管理に関する事務の総括に関すること（会計課の所掌に属 するものを除く。）。
		需 品 室	糧 食 班	食事の支給の事務処理手続に関すること。
		輸 送 室	総 括 班	1 船舶の補給、保管及び整備に関すること。 2 船舶及び船舶に関する役務の調達及び防衛装備庁に対する調 達要求に関すること。
			鉄 道 ・ 船 舶 班	鉄道輸送及び船舶輸送に関する資料の収集整理に関すること。
			道 路 ・ 航 空 班	1 海上自衛隊及び航空自衛隊の航空機による輸送の計画及び事 務処理に関すること。 2 道路輸送及び航空輸送に関する資料の収集整理に関するこ と。 3 自動車教習所に係る技術指導 に関すること。

	通信電子課	総括班	市ヶ谷地区における有線通信関係業務に関すること。	
	航空機課	航空安全班	1 航空安全に関すること。 2 航空事故調査に関すること。	
	開発課	総括班	1 防衛装備庁の試験の支援に関すること。 2 自衛隊奨学生指導官の業務に関すること。 3 装備改善提案に関すること。	
		開発第1班	1 装備品の選定に関すること。 2 火砲の射表の整備に関すること（訓練課の所掌に属するものを除く。）。	
		開発第2班	装備品及び航空機の選定に関すること（開発第1班の所掌に属するものを除く。）。	
指揮通信システム・情報部	指揮通信システム課	指揮通信システム班	1 陸上自衛隊の情報システムの計画及び監理に関すること。 2 情報保証に関すること。 3 通信及び電波に関する資料の収集整理に関すること。 4 固定通信網の計画、伝送路設計、回線統制及び監理に関すること。 5 無線資格者試験の計画に関すること。	
		情報課	総合情報班	運用支援に必要な情報の集約及び見積りに関すること。
			地域情報班	運用支援に必要な国外情報の収集整理及び配布に関すること。
			基盤情報班	地誌資料の収集整理に関すること（装備計画課及び指揮通信システム課の所掌に属するものを除く。）。
			武官業務班	外国陸軍武官等の儀典に関すること（防衛協力課の所掌に属するものを除く。）。
			情報保全室	1 情報保全に関すること。 2 国内の保全に係る情報に関すること。
衛生部		企画室	衛生計画班	自衛隊奨学生指導官の業務に関すること。
法務官		総括班	1 公正審査に関する事務処理に関すること。 2 法令、訓令及び告示の上申案並びに達及び例規通達の法規審査に関すること。 3 内部部局に対する立法連絡事項の調整に関すること。	
		訴訟・賠償・補償班	自衛隊中央病院職業能力開発センターの更生指導業務の監督に関すること。	

警務管理 官		総括班	1 陸上自衛官たる警務官及び警務官補の指定及び指定取消しに 関すること。 2 警務手帳の発行及び事務処理手続きに関すること。
		警務班	1 司法警察職務の監査に関すること。 2 警務隊の行う防犯活動に関すること。